

ひとり親家庭 への支援



問合せ こども未来課 ☎33-8721

離婚や死別などにより、ひとりで20歳未満の子どもを養育している母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭に対する支援サービスや制度を紹介します。支援サービスや制度の手続きには、申請や登録が必要です。事前にこども未来課へ相談してください。

生活支援

① 児童扶養手当

ひとり親家庭など（祖父母などの養育者も含む）に対し、自立促進と福祉の増進のために支給される手当です。認定請求の手続きが必要です。必要書類は世帯の状況などで異なります。

【支給額】

下表のとおりですが、所得制限があります。本人の所得と同居親族の所得を確認し、決定します。所得制限を超えると支給できません。

※公的年金などを支給している人もその額が児童扶養手当額より低い場合は、差額分の手当が支給できます。

※支払回数は、各奇数月の計6回です。

R2.4.1 現在

支給額（月額）

全部支給	児童 1 人	43,160円
	第 2 子 加 算	10,190円
	第 3 子以降加算	6,110円
一部支給	児童 1 人	10,180円～43,150円
	第 2 子 加 算	5,100円～10,180円
	第 3 子以降加算	3,060円～6,100円

② ひとり親家庭等医療費助成

医療機関などで医療保険を使って診察を受けた場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。支給資格の申請が必要です。必要書類は世帯の状況などで異なります。

【助成額】

医療費の自己負担分（医療保険から付加給付などがある場合はそれを控除した額）の3分の2を助成します。なお、入院時の食事療養費などは対象になりません。

③ ひとり親家庭等日常生活支援

自立に必要な就学や就職活動または病気などで日常生活に支障がある場合などに、家庭支援員を派遣し、子どもの保育や家事を行い、その生活を支援します。家庭の状況に応じ、利用料の負担もあります。

④ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭や寡婦の生活の安定と、その児童の福祉を図るために、各種資金（修学資金・就学支度資金・技能習得資金など）の貸し付けを行っています。

問合せ 県南広域本部福祉課 ☎33 8 7 5 6

就労支援

① ひとり親家庭自立支援訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い講座を受講する場合、費用の6割相当額（上限は20万円、下限は1万2000円）を給付します。

※給付金の対象講座は雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座です。

講座受講前に対象講座としての指定を受ける必要があります。

※雇用保険制度の一般教育訓練給付を受ける人も、差額を受給することができます。

② ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学などの養成機関で1年以上修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、訓練促進費を給付します。（入学や就職に必要な費用の貸付制度もあります）

支給対象となる資格

看護師・准看護師・保育士・美容師・介護福祉士・社会福祉士など

支給対象期間

資格の取得に要する修業期間（上限4年）

※支給申請のあった月分から支給します。

※高等職業訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師養成機関で修業する場合の支給対象期間は通算3年間が上限です。

相談支援

仕事や住まいなどの困り事、就職や資格取得の相談、子どもの心配事など、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じます。

相談場所 市民相談室（本庁仮設庁舎東棟

1階） ☎ 33 4 4 5 2

学習支援

「地域の学習教室」を利用しませんか
県では、ひとり親家庭などの子どもたちに、最寄りの地域で学びの場、安らぎの居場所を提供する事業を行っています。学習指導（教科書、宿題を含む）に応じています。

対象 主にひとり親家庭の小学1年生～中学3年生

※本市では現在1カ所で実施しています。
とき 毎週土曜日午後2時～3時30分

（曜日や時間は相談可）
ところ カトリック八代教会
（熊本総合病院正門前）

費用 無料
問合せ 地域の学習教室

長濱 ☎ 33 9 8 5 8

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している人は現況届の提出をお願いします

毎年8月1日～31日の間に、現況届を提出することが義務付けられています。提出された現況届を審査し、11月以降の1年間の手当支給と助成を決定します。対象者には書類を発送しています。提出がない場合は手当の支給と助成が受けられませんので、注意してください。

やつしろ あったかねっと

結婚から子育てまでの総合ホームページを開設しています。結婚・妊娠・出産・子育てに関するさまざまな情報を掲載しています。



ひとり親世帯への臨時特別給付金の案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

1. 児童扶養手当受給世帯などへの給付（基本給付）

対象

次の①～③のいずれかに該当する人

①6月分の児童扶養手当が支給される人

②公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金、遺族補償など）を受給しており、6月分の児童扶養手当の支給が受けられない人

③所得制限により6月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

手続きの方法

①に該当する人は手続きなしで児童扶養手当指定口座に振り込みます。

②または③に該当する人は申請が必要です。8月3日（月）以降、こども未来課に備え付けの申請書で手続きを行ってください。

2. 収入が減少した児童扶養手当受給世帯などへの給付（追加給付）

対象

基本給付の対象となる人で①または②に該当する人のうち新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少している人

給付額

1世帯5万円

手続きの方法

8月以降に申請を行う必要があります。詳細は市ホームページなどでお知らせします。